令 和 ８ 年

第 ８ 回

富里市農業委員会議事録

令 和 ８ 年 ８ 月 ６ 日 （ 木 ）

富里市役所分庁舎２階大会議室

富 里 市 農 業 委 員 会

富里市農業委員会総会議事録（第８回）

日　時　令和８年８月６日（木）

場　所　富里市役所分庁舎２階大会議室

招集者　富里市農業委員会会長　相　川　克　義

議　事　１　議事録署名委員の指名

２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

３　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について

４　議案第３号　農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

５　報告第１号　農地法第５条の規定による届出について

農業委員

出席（８名）

１番	篠　原　弘　安	２番	田　口　榮　一
３番	伊　井　義　則	４番	塩　澤　英　一
５番	秋　元　和　子	６番	森　田　孝　子
７番	篠　原　賢　二	８番	相　川　克　義

欠席（０名）

◎開　会

議　　長　これより令和８年第８回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は８名中８名ですので、会議は成立しております。

（午後2時40分）

議　　長　開会に当たり、市農業委員会を代表し、一言申し上げます。

このたびの令和８年熊本地震により、お亡くなりになられた方々に対しまして哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

被災されました方々が平穏な生活を取り戻すことができるよう、心からお祈り申し上げます。

議　　長　この際、委員の皆様に申し上げます。

総会における議案等審議案件における質疑、意見の発言につきましては、必ず採決前にするようお願いします。

富里市農業委員会会議規則第８条第３項では、「発言は全て簡明にし、議案外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定されております。

採決後における質疑、意見の発言につきましては、不適切な発言となりますので御理解願います。

先般開催されました臨時総会における発言につきましては、会議録を調査し、整理を要するものがあった場合には、議長において善処しますので御了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議　　長　日程第１　議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第２項の規定により、議長において指名します。

伊井　義則　君、塩澤　英一　君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第１号

議　　長　日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転１を議題とします。

田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員。

田口委員　はい、議長。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転１について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は田口です。

概要は議案書記載のとおりです。

申請者は法人ですが、農地所有適格法人の要件を満たしております。

申請地は、高松神社から八街の住野方面へ200ｍ行った右側に位置します。

現地の状況は、ビニールハウスが8棟あり、小松菜が作付けしてありました。

機械等の所有状況ですが、トラクターが15台、動力噴霧器６台、播種機２台、軽トラック７台を所有しています。

労働力ですが23人おります。経営面積は自作地43,000㎡、借入地280,000㎡です。

以上のことから、効率的に耕作されるものと判断します。

以上、報告を終わります。

議　　長　ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第２号

議　　長　日程第３　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について、関連がありますので、地上権設定１から地上権設定３までを一括議題といたします。

採決は、地上権設定１から地上権設定３までを分割して行います。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員　はい、議長。

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について、地上権設定１から地上権設定３までは、関連があることから一括して書類審査及び現地調査の結果について報告いたします。

担当は塩澤です。

概要は、議案記載のとおりです。

申請の理由については、太陽光発電設備の新設案件です。

申請地は、畑　3,482㎡で、農振除外は平成10年６月10日全体見直しです。

位置は、イセキコイン精米所獅子穴交差点から㈲野路工業方向へ進み、その先100ｍの右側に位置します。

第２種農地ですが、現況は耕作されておらず雑草がありました。違反はなく、進入路も確保されていました。

転用の用途は、太陽光設備の設置による地上権設定です。

ソーラーモジュール1728枚を現況のまま活用し、周辺にはメッシュフェンスを設置する計画となっています。

義務者は高齢で後継者もなく、営農が困難なことから今回の申請にいたりました。

事業にかかる総額は、１億7,282万8,000円で、事業費は全て自己資金となり、金融機関の残高証明書が添付されていました。

工期は令和８年11月4日から令和９年２月22日です。第三者の権利もありません。

他法令も問題がなく、転用面積も適当と思われます。

雨水は宅地内浸透で雑排水はありません。

防災計画は、バリケードにより工事現場への進入を防止し、工事後はメッシュフェンス、監視カメラを設置し、進入防止に努める計画となっています。

隣接農地に支障はなく、シガラ柵を設置し土砂の流出を防止します。設備設置後は、草刈り等適切に管理していくとのことです。

以上、報告を終わります。

議　　長　ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより地上権設定１を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、地上権設定２について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、地上権設定３について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議　　長　次に、所有権移転１を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員　はい、議長。

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について　所有権移転１について、書類審査並びに現地調査の結果について報告いたします。担当は伊井です。

概要につきましては、議案記載のとおりです。

申請地は、七栄交番から久能道で成田方面へ600ｍ行き、左折して600ｍいった右側に位置しており、雑草が生い茂っていました。

農地区分は、第２種農地です。

転用の用途は、建売分譲住宅用地32棟で所有権移転です。

転用の概要は、今後新規就業等を含めた人口の流入が期待できると判断し、そのニーズに対応するため建売分譲住宅を計画したとのことです。

転用の事由は、近隣には既存住宅があり、県道106号、国道296号にも近いため道路事情も

良く、周辺は自然豊かなことから住環境に適していると判断したとのことです。

土地選定理由は、成田空港に勤務する人をメインターゲットとした計画であり、車での通勤が30分以内であることを根拠にしています。進入路は確保されていました。

農振の除外は、令和7年1月29日付で除外済みです。

工期は、許可後から令和９年３月31日までで予定しています。

排水計画は、雨水は浸透貯留槽を設置、雑排水の処理は、合併浄化槽を設置し新設のU字溝へ接続予定です。

資力についてですが、土地代金6,000万円は支払われており、残金は自己資金で預貯金と流動資産の総額が事業にかかる事業総額を上回っていることを確認しました。

以上、報告いたします。

議　　長　ただいまの説明について意見はありませんか。

塩澤委員。

塩澤委員　流動資産を担保にすることですが、流動資産は不安な部分があると思われますが、いかがですか。

議　　長　事務局

事 務 局　流動資産を資金に充てるということですが、農地法事務指針において財務諸表で確認できれば問題ないことが記載されています。また、県担当者に確認し、貸借対照表の繰越履歴余剰金が今回の建設計画を上回っていることと、流動資産が今回の事業に充てられることを確認したうえで、本申請書に記載しております。

議　　長　他に意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

次に、所有権移転２を議題といたします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について　所有権移転２について

現地調査及び書類審査の結果について報告いたします。

担当は塩澤です。

申請地は、畑１筆で2,816㎡、農振除外は令和７年７月16日です。

位置は、セブンイレブン富里獅子穴店から県道106号方向に200ｍ進んだ右側に位置します。

現況は１ｍ以上の雑草が生えていました。

農地区分は第２種農地です。

転用後の用途は建売分譲住宅10棟を計画しています。

選定理由は、幼稚園が近くであり、周辺に分譲地も多く専用住宅に最適な場所であり、他の候補地は売却不可であったとのことです。

進入路は確保されており、境界も確認できました。

事業費は、総額で１億5,815万円です。自己資金と借入金の合計が事業費を上回っており、残高証明と借入金の計画も添付されていました.

工期は許可後から令和10年3月31日までです。

他法令の申請も提出済みで、事業地内に農地以外の土地はなく、転用面積も適当です。

用水は、上水は公営水道、汚水雑排水は小型合併浄化槽を設置し処理後市道側溝へ接続します。雨水については貯留浸透槽を設置します。

防災計画ですが、工事着工の際は周辺に迷惑がかからないようにし、周辺にはブロック積み土留めをします。

以上報告します。

議　　長　ただいまの説明について意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

◎議案第３号

議　　長　日程第４　議案第３号　農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局　はい、議長。

事 務 局　議案第３号　農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について御説明いたします。

本案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、７月２４日付にて富里市長より農業委員会会長に対し農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたものです。

内容につきましては、次第の７ページから８ページに記載のとおりです。

以上です。

議　　長　ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎報告第１号

議　　長　日程第５　報告第１号　農地法第５条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局　はい、議長。

報告第１号　農地法第５条の規定による届出について、御報告します。

次第の９ページにから11ページに３件ございます。

農地法第５条の規定による届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議　　長　報告第１号について質問等はございませんか。

（発言する者なし）

ないようですので、了承いただきたいと思います。

◎閉　会

議　　長　以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

（午後3時00分）

議事録署名委員

会　　長

署名委員

署名委員